

議案第 88 号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 9 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例（昭和 51 年川崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「（次条の申請をする場合を除く。）」を削る。

第 13 条の 2 を削る。

第 14 条中「前 2 条」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 12 月 29 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

専用の端末機による印鑑登録証明書の交付申請を廃止するため、この条例を制定するものである。